別表第十七第一号中「サルモネラ・エンテリティディス」を「サルモネラ属菌」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百六十五号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の四の見出し中「第七十八条の二第四項」を「第七十八条の二第三項」に改める。

附　則

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

○経済産業省令第八十九号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、及び輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十九条第二項の規定に基づき、輸出入取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　経済産業大臣　茂木　敏充

輸出入取引法施行規則の一部を改正する省令

輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第三号ハ中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十一条」を「外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条」に改める。

附　則

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

○経済産業省令第九十号

家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十四年十二月二十八日　経済産業大臣　茂木　敏充

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）」に改め、同条第六項第六号中「家事審判法」を「家事事件手続法」に改める。

第十四条第三号中「家事審判法」を「家事事件手続法」に改める。

附　則

1　この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

2　この省令の規定による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第六条第一項第六号及び同条第六項第六号並びに第十四条第三号の規定の適用については、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三条の規定による廃止前の家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の規定による審判の確定又は調停の成立は、家事事件手続法の規定による審判の確定又は調停の成立とみなす。

○国土交通省令第九十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第二百九十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　検査に係る船級協会の登録（第三十七条の四―第三十七条の七）」を「第二款　第三款　二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等に係る船級協会の登録（第三十七条の三の六―第三十七条の三の九）」に改める。

第四条第一項の表第一号中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第二章の三中第十二条の三の前に次の一条を加える。

（例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録）

第十二条の二の四十三　国際航海に従事する船舶の船長は、当該船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出を行ったときは、次に掲げる事項を航海日誌に記載するものとする。ただし、法第十条の四第二項の規定により、船舶発生廃棄物記録簿にこれらに相当する事項の記載を行った場合は、この限りでない。

一　排出の日時及び排出時における船舶の位置

二　排出した船舶発生廃棄物の種類及び量

三　排出の状況及び理由

四　排出を防止するためにとった措置

第十二条の三の二の二の次に次の三条を加える。

（殺菌するための措置）

第十二条の三の二の三　令別表第二の二第一号及び別表第四第一号の国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置は、熱湯を使用することにより、廃棄物の温度を摂氏八十度以上とし、これを十分間保つこと又はこれと同等以上の殺菌効果を有する措置とする。